

「グルーバツハ夫人」・「最初の審理」・「人気のない法廷」の

執筆順推定をめぐる中間報告

——カフカ『審判／訴訟』の編集・翻訳プロジェクト

明 星 聖 子

二 藤 拓 人

森 林 駿 介

## はじめに

カフカの『審判／訴訟』<sup>(1)</sup>の執筆順を推定する。各部をストーリーの順番ではなく、書かれた順番に並べる。その際、従来の「章」の枠にはこだわらない。『審判／訴訟』という作品の従来の枠にもこだわらない。

こんな方針で、私たちは『審判／訴訟』の新しいテキストの編集に取り組んでいる。なぜ、そのような特異な形のテキストを作ろうとしているのか。その目的や理由については、いくつかの論考で詳述してきたので、割愛させていただく<sup>(2)</sup>。本稿では、その編集作業の一部をめぐり、検討の中間状況を記録して、報告したい。

今回対象とするテキストは、批判版で「グルーバツハ夫人との対話／ついでピュルストナー嬢」(Gespräch mit Frau Grubach / Dann Fräulein Bürstner；以下「グルーバツハ夫人」と略)、「最初の審理」(Erste Untersuchung)、「人気のない法廷で／学生／裁判所事務局」(Im leeren Sitzungssaal / Der Student / Die Kanzleien；以下「人気のない法廷」と略)という章題で読まれてきた断片群である<sup>(3)</sup>。まず、その検討にいたるまでの、これまでの状況について、概略を確認しておく。

執筆順の推定を始めるにあたり、もっとも重要だったのは、起点をどこにするかである<sup>(4)</sup>。作品枠にこだわらないことを方針としている私たちは、その始まりの一点を、従来日記として読まれてきたある断片とした。「ある裕福な商人の息子ヨーゼフ・Kは […]」(T 666)で始まる1914年7月29日という日付のついた文章である。起点をめぐるこの検討では、その断片の直後に書かれている別の断片も、テーマとして非常に強い関連を持つことを確認している。よって、この時期の日記ノート上の断片のいくつかは、私たちの

『審判／訴訟』に取り入れられることになる。その選別の検討はほぼ完了しているが、現段階では、まだ確定しきれない部分もあるので、論考としての公表は控えている。

それと並行して進めたのが、従来の版で「逮捕」(Verhaftung)、「終わり」(Ende)の章として知られる部分の執筆順をめぐる考察である。結論のみ述べれば、それぞれ別のノートに書かれた「逮捕」と「終わり」は、まず「逮捕」の前半部分、そして「終わり」、それから「逮捕」の後半部分と、ジグザグに書かれたというものである。

このジグザグ書きの推定の際に、明確に方針と定めたもうひとつの重要なポイントがある。今回の考察でも大事なキーとなるので、以下簡単に述べておく。それは、執筆順の推定では、可能なかぎりの正確さを目指すものの、しかし正確さを期するあまり、リーダビリティを損なうことは避けるということである。そもそも私たちのプロジェクトが編集の先の翻訳まで視野に入れていることから明らかなように、その目的は、日本の読者に、新しいオルタナティブなカフカ・テキストを提供することにある。できるだけ多くの読者に、カフカの新しい読み方、彼のテキストの別の楽しみ方を伝えようというのが私たちの試みである。したがって、ここで作成されるカフカ・テキストは、研究者の手によってしか作られ得ないものでありながら、完全に学術的に〈正しい〉ものとはなりえないものである。なぜなら、目的に照らした作業の過程では、学術的な厳密さの追求よりも、読みやすさ、わかりやすさが優先されることが、往々にしてあるからである。

ただし、次の点は、言い訳めいて聞こえるかもしれないが、ご理解いただきたい。執筆順の完全に正確な推定は、本質的に、いかに学術的に厳密に検討しようとも不可能だという点である。例えば、極端な例ではあるが、いま

いった2冊のノートにまたがってジグザグに書かれる場合を想像してもらえばおわかりのように、そのノートからノートに〈どこ〉で移るかという点の可能性は、文章レベルだけではなく、単語や文字のレベルまで考えれば無数にある。どうジグザグに書いたかということは、作家本人であっても、もしかしたらわからない、もはや記憶にない類のことであるかもしれない。

つまり、その例にそっていえば、たとえ完全に正確ではないにせよ、できるかぎりの正確さで、それらがどうジグザグに書かれたのかを理解して、それをテキストの形として、できるかぎりわかりやすく示す——これが、私たちの作業である。

本稿の考察がこれから示すように、この編集の取り組みは、かなり〈危うい〉仮説を次々立てながら進まざるをえないものである。研究者としてはリスクの高い作業の連続ともいえるが、しかし、そこまでのリスクをとってこそ、ようやく共有できるカフカの〈読み〉の新しい地平があると私たちは考えている。

**仮説1 「逮捕」のあと「グルーバツハ夫人」が書き始められ、途中で「最初の審理」が書き始められた。**

まず問題にしたいのは、「逮捕」と「終わり」の執筆のあとに、何が書かれたか、である。先にもふれたように、これら2つの部分は、別々のノート、すなわち「復元ノート1」と「復元ノート2」に書かれている。そして、私たちは、それらのノートをジグザグに、「逮捕」の前半部が書かれ、それから「終わり」が書かれ、「逮捕」ののこりの部分が書かれたと推測している。

では、そのあとどう書かれたかであるが、まずは「逮捕」から続けて、「復

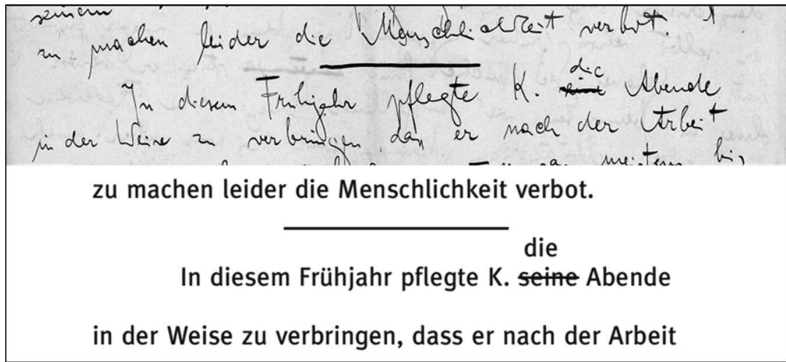


図1 「グルーバツハ夫人」冒頭部分（上：カフカの草稿写真、下：該当箇所の翻字）  
出典：写真版（J 56f.）をもとに筆者作成

元ノート1」に「グルーバツハ夫人」が書き始められたと見なしている。ひとつの理由は、図1に示すような草稿の状況である。「グルーバツハ夫人」は、「逮捕」のノートの最後の部分と同じページに、横線が引かれて、そのまま続く形で記されている。その横線の前後には、際立った空白があるというわけではない。またその線の前後で、ペンが変えられたとか、筆跡に微妙な違いが生じているようにも見受けられない。おそらくは自然な流れのなかで、「逮捕」から「グルーバツハ夫人」へと執筆が続けられたと考えるべきだろう。

また、カフカ自身が、この2つの部分を物理的に分けていないという点も、連続性をうかがわせるもうひとつの理由である。『審判／訴訟』の草稿は、カフカが、自分の手で、ノートから各部を破り取り、「逮捕」「終わり」といった単位（これらが従来「章」と見なされてきたものである）の紙束を作って、それらをまとめてプロットに手渡した結果、現在それらの束の集合体として残されているものである。あらためて確認しておけば、先ほどから類出させている「復元ノート」という言葉は、現在ではルーズリーフとなっているそ

これらの紙が、元のノートとしてはどうだったかを推測して復元した、仮想のノートを指す<sup>(5)</sup>。批判版では、「逮捕」と「グルーバツハ夫人」は別の「章」として提示されているが、しかし、物理的な草稿としては、じつはそれらは分けられておらず、ひとつの束として存在している（写真版では、したがって、それらはひとつの冊子を形成している）。なお、プロート版では、おそらくはその物理的状况に重きが置かれて、批判版でいう「逮捕」と「グルーバツハ夫人」を合わせたもので、「第1章」が形成されている。ここでは、考察の便宜上、批判版の区分けに従って、「逮捕」と「グルーバツハ夫人」を分けたものとして扱っているが、もしかしたら、「グルーバツハ夫人」は「逮捕」という言葉で包摂すべき部分かもしれないという点は、ここで特記しておくべきだろう。

では、「逮捕」から「グルーバツハ夫人」は続けて書かれたとして、そのままそれは最後まで書き進められたのだろうか。これについては、私たちは、「グルーバツハ夫人」は中断され、しかも他のノートとの間でジグザグに書かれたと考えている。順を追って確認すれば、「復元ノート1」で「逮捕」に続いて執筆が開始された「グルーバツハ夫人」は、そのまま数ページにわたってこのノートの終わりまで書き進められている（J 56-65）。ただし、「グルーバツハ夫人」のテキストはこの「復元ノート1」に収まらず、「復元ノート3」にまたがって執筆されることになる（J 66-99）。いっぽう、「復元ノート2」では、「終わり」の直後に「最初の審理」が書かれ、そのあとには「人気のない法廷」、「Bの女友だち」（B's Freundin）の草稿が続いている。批判版では、「復元ノート1」および「復元ノート3」の「グルーバツハ夫人」と、「復元ノート2」の「最初の審理」は、ほとんど同時期に、「並行して（parallel）」書かれたとされている<sup>(6)</sup>。

では、「グルーバツハ夫人」はどこで中断されたのか。それを考えるうえで、一番大事なポイントとなるのは、いまいった「グルーバツハ夫人」の続きが、「復元ノート2」ではなく、「復元ノート3」に書かれているという点である。

ここで、カフカのノートの使い方について、言及しておかなければならない。カフカの草稿を精査し始めるとすぐに気が付くのは、カフカの節約ぶりである。カフカは、基本的にノートを節約して使う傾向があり、その傾向は大方のノートが両端から使われているという点に顕著に表れている。『審判／訴訟』では、「復元ノート1」「3」「4」「5」「6」「7」「8」「9」において、ノートのそのような使用法が確認できる<sup>(7)</sup>。

先述したとおり、「グルーバツハ夫人」は途中から（J 66）は、「復元ノート3」に移って続きが書かれている。着目したいのは、「復元ノート2」ではなく「3」の、それもあたまから書かれている点である。すなわち、カフカは「グルーバツハ夫人」の続きを書くために、まったく新しいノートを準備し、その1ページ目から執筆を進めている。

なぜ、「復元ノート2」に書かなかったのか。カフカの使用法でいえば、「グルーバツハ夫人」の続きは、「復元ノート2」のうしろから逆方向に書かれるのが自然である（「復元ノート2」のあたまからは「終わり」が書かれているので、うしろから、となる）。しかし、別の新しい「復元ノート3」に続きを書いたということは、「復元ノート2」が、うしろから書くことを躊躇させるぐらい、すでに埋められていたことを想定させる。つまりは、「復元ノート2」には、「終わり」に続いて、すでに「最初の審理」などの草稿がかなりのページ数、少なくともノートの半分を越えるぐらいは書かれていたことが推測できるのである。とすれば、「最初の審理」は「グルーバツハ夫人」が書き

上げられる前に、かなりの部分書かれていたことになる。したがって、仮説 1 となる。

**仮説 2 「グルーバツハ夫人」は、4 段落目までのどこかで中断した。**

では、「グルーバツハ夫人」は「復元ノート 1」のなかでどこまで書き進められたのか。別の言い方をすれば、どこで中断されたのか。

最初に述べたように、執筆順の推定において、私たちは、正確さを極力求めながら、しかし同時に、その順に並べられたテキストの読みやすさも重視している。よって、理論的にはその中断箇所については、単語単位レベル、あるいは文字ごとのレベルで無数に可能性はあるものの、妥協点として、段落単位で考察する方針をとることとする。

「復元ノート 1」に書かれた「グルーバツハ夫人」のテキストには、段落の切り替えは全部で 4 箇所存在する。写真版の冊子でいえば、① 14 枚目の裏面の „vom Bett aus Besuche empfieng“ (J 57) までの 1 段落目、② 15 枚目表面の „desto stärker seine ein wenig schnarrende Stimme“ (J 58) までの 2 段落目、③ 15 枚目裏面の „drehte er sich noch einmal um“ (J 61) までの 3 段落目、④ 16 枚目裏面の „das man aber auch nicht verstehen muss“ (J 65) までの 4 段落目となっている。つづく 5 段落目は、2 つのノートにまたがって書かれている。すなわち一部は「復元ノート 1」に、そしてその続きは「復元ノート 3」へと書かれている。

仮説 1 では、「復元ノート 1」から「復元ノート 3」に移動する前に、「グルーバツハ夫人」が中断され、「復元ノート 2」に「最初の審理」が書き始められたと考えた。であれば、その中断箇所は、「グルーバツハ夫人」のテクス



「グルーバツハ夫人」・「最初の審理」・「人気のない法廷」の執筆順推定をめぐる中間報告 151  
トが「復元ノート2」に移動する前の、4段落目までのどこかであると想定できる。

では、①から④のうちのどれを中断箇所にするべきだろうか。まず内容的に検討すると、④の可能性は低いのではないかと考えられる。なぜなら、その段落の切れ目は、登場人物2人の会話の途中のものであり、ここで中断すると内容的にきわめて唐突になってしまうからである。

それ以外の3つの可能性については、内容の観点からだけでは、現段階ではひとつの候補に確定するのが難しい。なぜならその判断は、「グルーバツハ夫人」の中断箇所と、それに続く「最初の審理」との内容面での比較だけでは不十分だからである。それだけではなく、今度はこの中断を再開するとき、どの地点のどのような場面の箇所から（後述するがこれは「人気のない法廷」にあたる）、「グルーバツハ夫人」の中断箇所へと戻ってくるのか、という先の問題にも強く依存している。つまり、こうした執筆の行き来が問題になる仮説4の検討を終えた段階で、①から③のどの段落で中断されたか、改めて考察するべきと考えている。

そこで現段階では、試みに別の観点から、すなわち草稿の物理的状況を手掛かりに、可能性を限定しておきたい。これについて私たちは、①の可能性がもっとも高いのではないかと考えている。その根拠は、ペン字の状態の変化である。図2がその箇所の写真だが、それから見てとれるように、„vom Bett aus Besuche empfing“ (J 57) までの文字と比べると、次の段落 (An diesem Abend) は字がいくぶん細くなっている。この状況は、カフカがおそらくここでペンを変えたことを示唆しているのではないだろうか。

ただし、この草稿の状況からみた可能性の限定もまた、あくまで推測の域をでないことをことわっておきたい。私たちが現在目にしているのは白黒の、

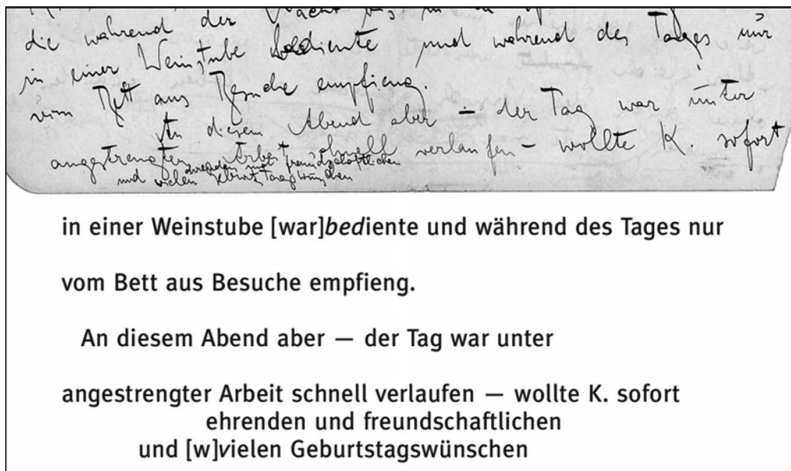


図2 「グルーバツハ夫人」1枚目(上:カフカの草稿写真、下:該当箇所の翻字)  
 出典:写真版(J56f.)をもとに筆者作成

しかも精細度があまり高くない写真である。ペン文字の相違については、カメラの高精細の写真が入手できたときに、改めて検討する機会をもちたい。同様に内容的な観点からも、既に述べたように、後に扱う仮説4をふまえて最終的に判断する必要があると考えている。仮説2で重要なのは、ここでカフカは「グルーバツハ夫人」を4段落目までのどこかのポイントで中断し、別のノートである「復元ノート2」に、別の場面である「最初の審理」を書き始めた、という流れを確定していること、そしてこのポイントを〈段落単位〉として特定しようとする方針をとっていることにある。

**仮説3 「最初の審理」は中断なく書かれ、そのまま続けて「人気のない法廷」が書かれた。**

「復元ノート1」で「グルーバツハ夫人」の執筆が中断された後、「復元ノート2」に移り「最初の審理」が書き始められた。では、そのあとはどのように書き進められていったのか。私たちは次のように仮定している。まず、「復元ノート2」において「最初の審理」は中断することなく最後まで書き進められる。そして、同じノートで「人気のない法廷」がそのまま連続して執筆される。つまり、「最初の審理」から「人気のない法廷」へは連続して執筆がおこなわれたと私たちは考えている。

この根拠を語るために、最初に言及しておきたいのは、このふたつが書かれている「復元ノート2」の使われ方である。先述のように、カフカは、大方の場合ひとつのノートのなかで、一方の端ともう一方の端から別々の部分の執筆を行っている。ところが、「復元ノート2」では、一方向での執筆が続けられている。「復元ノート2」には、「最初の審理」と「人気のない法廷」以外に、「Bの女友だち」も書かれているが、これらすべてが、同じ方向から書かれているのである。

仮説3の一番大きな根拠は、すでに仮説1で言及した点に関わっている。「グルーバツハ夫人」は「復元ノート1」に収まらず、「復元ノート3」に書き続けられている。繰り返しになるが、もし仮に「復元ノート2」において十分な空白のページがあったとすれば、「グルーバツハ夫人」の続きは、「復元ノート3」ではなく、「復元ノート2」のうしろから書かれているはずである。しかし、実際にはそうになっていない。とすると、「復元ノート2」には、「グルーバツハ夫人」の続きをうしろから書き進めるのを躊躇するほどの分量の

テキストが書かれていたと想定される。「復元ノート2」の前半部（Erste Lage）には、「最初の審理」が17枚目の裏面まで書かれ、同ページ上で「人気のない法廷」の執筆が開始され、この章はノート後半部（Zweite Lage）の35枚目表面まで書かれている<sup>(8)</sup>。もし少なくともこのノートの後半部がまるまる空白であったとすれば、「グルーバツハ夫人」の続きを書き進めるには十分と思われる。とすれば、逆にいえば、「グルーバツハ夫人」の続きを「復元ノート3」に書き始める時点で、「人気のない法廷」が「復元ノート2」の後半部にすでに相当量書かれていた、と考えられるということである。

なお、「最初の審理」から「人気のない法廷」への移行箇所では、草稿上、前者の最後の文の直後に横線が引かれている様が見て取れる。この横線は、「逮捕」から「グルーバツハ夫人」への移行と同じ種類のものである。つまり、2つの部分の連続的な執筆がうかがわれる。

**仮説4 「人気のない法廷」と「グルーバツハ夫人」は、ジグザグを1往復半する形で書かれた。**

ここからあとのカフカの執筆順をめぐる推定は、どうシンプルに考えようとしても、相当複雑なものにならざるをえない。というのも、「人気のない法廷」と「グルーバツハ夫人」の間で、執筆が何度も行き来していたと考えられるからである。私たちは、この執筆の往復は、「人気のない法廷」を起点にして、1往復半、つまり、2つの部分の間で3回の執筆の移動があったと推測している。仮説4では、それぞれの執筆の移動について、以下のように3つの仮説に分けて検討を行う（執筆の移動をごく簡単に矢印で示した）。

- 仮説4-1：人気のない法廷 → グルーバツハ夫人  
仮説4-2：グルーバツハ夫人 → 人気のない法廷  
仮説4-3：人気のない法廷 → グルーバツハ夫人

これらの仮説のうちの、とくに仮説4-1について、その移動がはたしてどの箇所でおこなわれたのかを考えようとすると、さらに、以下の3つのポイントについて検討が必要になる。

- ① 6枚目表面の „und für mich nicht geeignet.“ と „Plötzlich unterbrach sie sich“ (I 26) とのあいだの段落の区切れ目
- ② 6枚目裏面の „und lief zum Fenster“ と „Sie fängt mich für das Gericht ein“ (I 29) とのあいだの切れ目
- ③ 7枚目表面の „nur K. gehörte.“ と „Nachdem er auf diese Weise“ (I 30) とのあいだの段落の区切れ目

仮説4については、全体として考察しようとする、きわめて複雑な手順となり、またその説明もかなり込み入ったものとならざるをえないので、本稿では、そのさわりの部分の検討にとどめ、詳しくは次の機会とさせていたきたい。さしあたりここでは、この仮説4のうちの仮説4-1、そのさらに①から③について、それら3つの可能性がなぜ考えられるのか、そして、そのうちの②については、可能性としては除外しようという点までを解説しておきたい。

仮説4-1について、まず考えなければならないのは、「グルーバツハ夫人」を中断して、「人気のない法廷」の執筆に戻ったとき、どこに戻ったかであ

る。逆からいえば、「人気のない法廷」はどこで中断されて、「グルーバツハ夫人」に移ったかである。

この切れ目を推測するにあたり、私たちが着目したのは、「グルーバツハ夫人」と「人気のない法廷」それぞれに確認できる Betta から Elsa への書き換えである。

「グルーバツハ夫人」では、この場面の書き始めにあたる 14 枚目裏面の 24 行目に、Betta と書かれている箇所があとから Elsa に修正されている跡を確認できる (J 56)。ただし注意すべきは、先に進んだところの 19 枚目裏にある Betta は、修正されないまま残っているという点である (J 77)<sup>(9)</sup>。このことは、「グルーバツハ夫人」執筆の段階では、Elsa ではなく Betta のまま書き進められ、カフカはどこかの段階で名前の書き換えを事後的に行ったことを意味する。

「人気のない法廷」の方でも、9 枚目表面 (I 38) の 1 行目で Betta が書かれ、そのあとから Elsa に修正されている (図 3)。その 3 行あとの箇所では、写真版によれば、はじめに B の文字が書かれたあと、つづけて Elsa に修正されて書かれている。私たちは、おそらくこの箇所こそが、そもそもカフカが、それまで Betta としていた人物を Elsa へと名前の変更をしようと着想した転換部分だと推測した。

「人気のない法廷」の途中ではじめて Betta が Elsa に書き換えられたのであれば、「グルーバツハ夫人」で修正されずに残された Betta の記述は、それ以前の執筆だと、推論できる。つまり「グルーバツハ夫人」の 19 枚目裏までの箇所 (J 77) は、「人気のない法廷」の 9 枚目表 (I 38) より前に成立したと考えられるということである。それは言い換えれば、「人気のない法廷」の 9 枚目までのどこかで執筆が中断し、「グルーバツハ夫人」にもどって書き進め

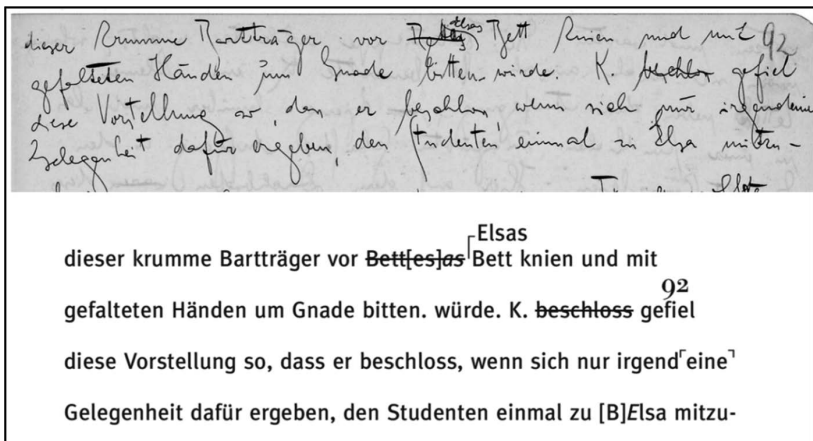


図3 「人気のない法廷」9枚目表面（上：カフカの草稿写真、下：該当箇所の翻字）  
出典：写真版（I38f.）をもとに筆者作成

られた、ということの意味する。

ところが、仮説3の説明で述べたように、「人気のない法廷」は少なくとも「復元ノート2」の後半部にさしかかるところまでは書かれていなければならない。この後半部開始の箇所に対応するのは、「人気のない法廷」の5枚目（I22）である。ということは、中断のポイントはおのずと、「人気のない法廷」の5枚目から9枚目裏面までのどこか、ということになる。

この中断のポイントを、私たちの先述の方針に従い、〈段落の切れ目〉のどこかとして考えるならば、以上の条件にあてはまるのは、ようするに先述の①から③の3つだということである。そして、これも先にふれたように、私たちはそのうちの②の可能性は、除外しようと考えている。本稿では、この点に焦点を絞って、以下にその理由を述べる。

まず、この②にあたる箇所の執筆は、目立った削除箇所を伴っており、一

見ただけだとノートの移り変わる箇所としてむしろ最も適当なのではないかと早合点させる類のものである（図4）。ところが、この箇所の前後から先に続く書き換えを順を追って確認していくと、それはかなり複雑な流れであり、むしろその複雑さが、途中でノートを移動したという可能性の低さを示

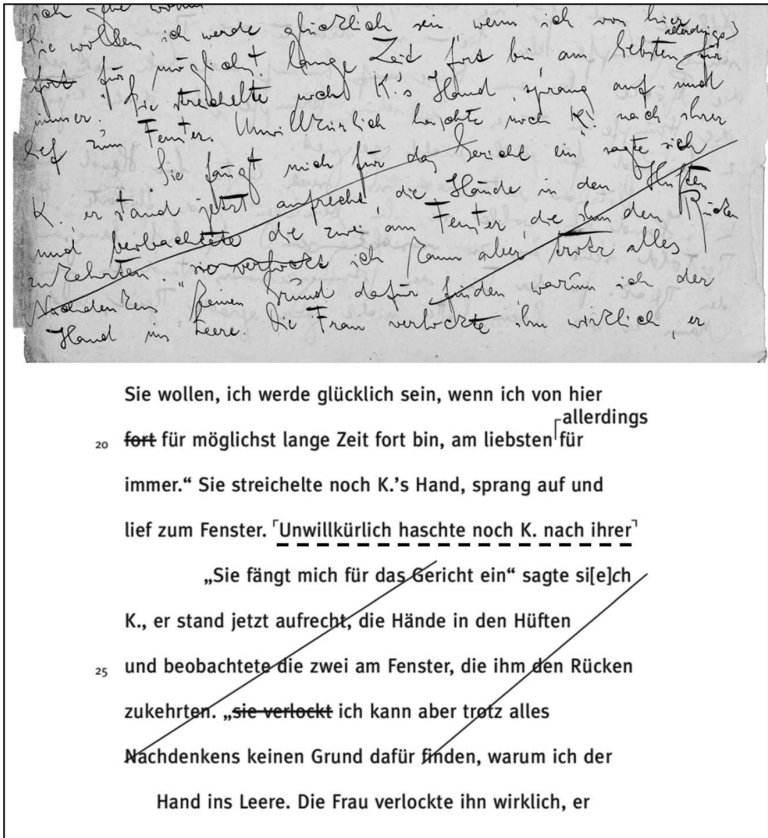


図4 「人気のない法廷」6枚目裏面（上：カフカの草稿写真、下：該当箇所の翻字）  
 出典：写真版（I 28f.）をもとに筆者作成、点線も筆者による



唆している。

この箇所では、„Sie streichelte noch K.'s Hand, sprang auf und lief zum Fenster.“と書かれたあと、段落が改められて、„Sie fängt mich für das Gericht ein“と書き直されている。そしてこの段落は、„[...] ich kann aber trotz alles Nachdenkens keinen Grund dafür finden, warum ich der“まで書き進められたところで、文章が頓挫して、削除線が引かれている。

この削除の後、次のページではなく、段落を変える前の文の直後に、つまり„[...] lief zum Fenster.“の横に、そのまま文を挿入するようにして、執筆が再開される。すなわち、図4において点線を引いた„Unwillkürlich haschte noch K. nach ihrer“の箇所は、„[...] lief zum Fenster.“を書いた直後は余白であったが、未遂に終わった次段落が頓挫した後に、再び戻ってきて書き出した部分である。

そして、„Unwillkürlich haschte noch K. nach ihrer“の続きは、ノートの次のページではなく、同じページの最下部の余白に„[nach ihrer] Hand ins Leere. [...]“と書きつけられている。つまり、1行程度の余白すら無駄にせずに書い続けられたと見なされるのであり、この箇所からもカフカの節約ぶりがうかがわれるといえるだろう。

ちなみに、削除された段落の内容は、ほとんど同様のかたちで、段落をあらためる前の場面に組み込まれている。ようするに、次ページには、„er fand trotz alles Nachdenkens keinen haltbaren Grund dafür, warum er der Ver[f]lockung nicht nachgehen sollte.“(I 30)と、削除箇所の内容が反映されているのである。

以上の執筆の展開、つまり、1) 段落の変更、2) その段落の頓挫と削除、3) 前段落から文をやり直す、4) 削除箇所の下である紙面最下部に続きを書

く、というこの流れは、その複雑さ自体が、一連の流れのなかでいっぺんにおこなわれたことを推測させるものである。言い換えれば、この流れが、ノートの移動を挟んでおこなわれたとは考えられないということである。また、厳密に言えば、あらためられた段落は削除されてしまっているので、〈段落の切れ目〉と見なすことはできないともいえる。したがって、②の可能性は非常に低いと考えられるのである。

## おわりに

本稿は、「グルーバツハ夫人」「最初の審理」「人気のない法廷」の3つの部分の執筆順をめぐる考察を記すものであるが、上述のように、その説明は、まだ中間段階にしか至っていない。仮説1から、仮説4のごく最初の段階の検討を示すまでにとどまっている。当然、次稿は、仮説4-1の①から③のうちの、のこりの①か③のどちらかの可能性が高いかを考えるところから始めざるをえないだろう。私たちは、実際にはこの点についての検討はかなり進めていて、現段階では、おそらく③の可能性がもっとも高いだろうと考えている。しかし、その根拠の説明は、相当に複雑なものにならざるをえないので、次の機会に譲りたい。

なお、仮説4-2と4-3についても、私たちの検討は、もう少し具体的なところまで進められている。例えば、仮説4-2については、「グルーバツハ夫人」の執筆が中断した箇所は、おそらく写真版という23枚目表面(J90)だろうと推測している。また、4-3については、「人気のない法廷」の中断箇所は、10枚目表面(I42)だろうと考えている。しかし、いずれの推測についても、それをめぐる説明は、次稿の課題としたい。

最初に述べたように、私たちが編集しようとするテキストは、推測に推測を重ねた仮説をいくつも組み合わせて、ようやく成り立ちうるものである。これらの仮説は、本稿が示すように相当〈危うい〉ものにならざるをえないが、しかし、そうだととしてもそれらは一度は立てられることが試みられる必要があるように思われる。なぜなら、それらの仮説の構築と検討の作業を通してしか、見えてこないこと、わからないことがあると私たちは確信するからである。これからもこの複雑で難しい作業を、慎重に、ひとつひとつ手探りしながら、着実に前に進めていきたいと考えている。

## 謝辞

本研究の一部は、JSPS 科研費基盤研究 (A) (令和 4-8 年度、課題番号 JP22H00008)「第三世代としての編集—古典の再生と文学研究の活性化をめざす編集文献学的研究」(研究代表者: 明星聖子)、および JSPS 科研費若手研究 (令和 4-7 年度、課題番号 22K13096、研究代表者: 二藤拓人) の助成を受けている。ここに記して、謝意を表する。

## 註

- (1) 本稿では、作品名として既存の翻訳で使用されている 2 種類の邦題を併記する。なお、作品テキストからの引用は以下の写真版に拠る。Kafka, Franz: *Der Process*. Historisch-kritische Ausgabe sämtlicher Handschriften, Drucke, Typoskripte. Hrsg. von Roland Reuß unter Mitarbeit von Peter Staengle. Basel / Frankfurt a. M. 1997. ただし、写真版では、各部が草稿の束 (Konvolut) ごとに冊子としてまとめられているため、引用の際には、該当箇所が含まれる冊子を略号で示し、ページ数と合わせて本文中に示すこととする。略号は以下のとおりである。J = „Jemand musste Josef K. verleumdet haben [...]“; I = „Im leeren Sitzungssaal [...]“。J には批判版の章でいう「逮捕」と「グルーバツハ夫人との会話/ついでビュルストナー嬢」(Gespräch mit Frau Grubach / Dann Fräulein Bürstner)、I には「人気のない法廷/学生/裁判所事務局」(Im leeren Sitzungssaal / Der Student / Die Kanzleien) の草稿がそれぞれ収録

されている。また、日記からの引用は以下の批判版に拠り、略号を T とし、ページ数とともに本文中で示す。Kafka, Franz: *Tagebücher. Textband. Kritische Ausgabe.* Hrsg. von Hans-Gerd Koch, Malcolm Pasley u. Michael Müller. New York / Frankfurt a. M. 1990.

- (2) 以下を参照。明星聖子・森林駿介・冨塚祐「『翻訳可能なテキスト』の編集をめぐる諸問題—カフカ『審判／訴訟』の新翻訳プロジェクト—」、『埼玉大学紀要・教養学部』第55巻第1号、2019年、143-155頁；明星聖子「『第3世代』としての編集—カフカ『審判／訴訟』の編集・翻訳プロジェクト—」、『埼玉大学紀要・教養学部』第56巻第2号、2021年、151-164頁；森林駿介「章配列の不可能性—カフカ『審判／訴訟』の編集・翻訳プロジェクト—」、『埼玉大学紀要・教養学部』第56巻第2号、2021年、165-179頁；明星聖子・二藤拓人・森林駿介「『逮捕』と『終わり』をどう並べるか—カフカ『審判／訴訟』の編集・翻訳プロジェクト—」、『成城大学文学部紀要 成城文藝』第257号、2021年、51(90)-29(112)頁。
- (3) 以下、個々の断片群に言及する際には、批判版の章題をそれぞれ用いることとする。
- (4) この問題については以下で詳しく論じている。明星「『第3世代』としての編集—カフカ『審判／訴訟』の編集・翻訳プロジェクト—」、前掲書。
- (5) 以下、本稿で言及する「復元ノート」は、批判版に基づく。
- (6) Pasley, Malcolm: Zur Datierung und zur Arbeitsweise. In: Franz Kafka: *Der Proceß. Apparatband.* Kritische Ausgabe. Hrsg. von Malcolm Pasley. New York / Frankfurt a. M. 1990, S. 111f.
- (7) 批判版のノート復元図を参照。Ebd., S. 86-105.
- (8) Vgl. ebd., S. 88 f.
- (9) 写真版で確認すれば、このカフカの Betta から Elsa への「修正漏れ」の箇所は、より正確には、その後プロートの手によって Elsa へと書き換えられている。